２０２６年3月４日

内 部 監 査 報 告 書

（監査事項：安全衛生管理に関する監査）

Ⅰ．監査実施の概要

１．監査目的

（１）安全衛生管理の責任体制に関する検証
（２）安全衛生教育に関する検証
（３）健康管理に関する検証
（４）化学物質等の取扱いに関する検証
（５）事故対応に関する検証

２．監査対象部局

理学研究科・理学部、医学系研究科・医学部、歯学研究科・歯学部、薬学研究科・薬学部、工学研究科・工学部、農学研究科・農学部、生命科学研究科、流体科学研究所、多元物質科学研究所、高度教養教育・学生支援機構、人事企画部（人事労務課）

計１１部局

３．監査事項

別紙「監査事項一覧（安全衛生管理に関する監査)」のとおり

４．監査実施期間

２０２５年１０月２日～２０２５年１１月１７日

５．主な監査手続

（１）安全衛生管理の責任体制に関する書類の閲覧及び質問
（２）安全衛生教育に関する書類の閲覧及び質問
（３）健康管理に関する書類の閲覧及び質問
（４）化学物質等の取扱いに関する書類の閲覧及び質問
（５）事故対応に関する書類の閲覧及び質問

Ⅱ．監査結果の要約

１．全般的所見

本学の安全衛生管理に関する業務については、労働安全衛生法等をはじめとする各

種法令等やそれらに基づいた学内規程、内規、通知等を遵守し、安全かつ円滑に遂行される必要がある。

特に化学物質の管理については、労働災害の原因となる化学物質が増加かつ多様化し、国が規制する物質だけでは防ぎきれない災害の発生を背景に、令和 4 年 5 月に労働安全衛生法政省令が一部改正され、化学物質管理のあり方は従来の「法令遵守」から「リスクアセスメントを軸とした事業者が自律的に化学物質のリスクを管理する体制」へ移行されたことから、国立大学法人東北大学（以下、本学）では、2024 年 3 月 27 日付けで「国立大学法人東北大学　自立的な化学物質に関するガイドライン」を策定し、また、それに基づき 2025 年 3 月 28 日付けで「国立大学法人東北大学　自律的な化学物質管理の実施マニュアル」（以下、化学物質管理実施マニュアル）が策定され、化学物質管理の実施体制、リスクアセスメントの具体的な手法等が示されたところである。

また、近年、実験器具の破裂や爆発、火災等実験中の重大事故が多発しており、化学物質の管理をはじめとする安全衛生活動の更なる強化が求められている。

このことから、安全衛生管理の責任体制、安全衛生教育、健康管理、化学物質等の取扱い、事故対応等について監査を実施した結果、２.指摘事項に示すとおり、一部に改善を要する事項及び不適切な事項が見受けられた。

２．指摘事項

①　改善事項　３件

（内訳）

（１）化学物質等のリスクアセスメントの実施について　（１件）

（２）局所排気装置の定期自主検査について　（２件）

②　注意事項　１０件

（内訳）

（１）安全衛生に関する通知文書の周知について　（１件）

（２）安全衛生に関する通知文書の決裁について　（１件）

（３）作業主任者の選任に関する届出について　（１件）

（４）安全衛生委員会の議事録について　（１件）

（５）安全衛生活動に関する計画について　（１件）

（６）着任時における安全衛生教育の受講確認について　（１件）

（７）化学物質等のリスクアセスメントについて　（１件）

（８）局所排気装置の定期自主検査の実施方法について　（３件）

３．その他

①部局独自の取り組み事例として、以下の好事例があった。

・教職員の健康診断業務において、ノーコード開発ツールを用いた独自の「健康診断予約管理アプリ」を導入し、予約・変更や日程の自動割り当てなどを可能としたことで、事務負担の大幅な軽減と受診者の利便性向上を両立しており、健康診断の受診率向上に

向けた基盤整備を実現する優れた取り組みである。　　（工学研究科）

・局所排気装置の定期自主検査について、毎年、設置状況調査を実施する際に、詳細な点検項目を定めた点検表により点検を実施し、修繕が完了するまで使用禁止の措置をとるなど、機器の安全管理を徹底して行う体制が構築されていた。　　（医学系研究科）

Ⅲ．改善要求等

１．指摘事項に対する改善要求

Ⅱ.監査結果の要約　２．指摘事項　①改善事項については、「国立大学法人東北大学内部監査規程」第 16 条に基づき、該当する部局の長に対し、改善のための措置を講ずるように通知し、具体的な「改善計画（状況）回答書」の提出を要求する。

また、２．指摘事項　②注意事項については、重要性の観点から「改善計画（状況）回答書」の提出は要求しないが、再発防止に向けた取り組みを要請する。

２．本部事務機構に対する要請

〇局所排気装置の定期自主検査について（人事企画部人事労務課）

本監査の結果、局所排気装置の定期自主検査の実施状況に事業場（部局）間でばらつきが見られ、知識・技術のある技術職員が配置されている事業場では概ね実施できているが、それ以外の事業場では対応に苦慮している状況が見受けられた。局所排気装置の定期自主検査は法定検査であることから、点検の実施方法や点検の実施から記録の保管までのフロー、報告様式等を作成し、全学的な実施体制の構築を図られたい。

〇安全衛生管理指針の改訂について（人事企画部人事労務課）

本指針は 2018 年 3 月の発行以来改訂されておらず、近年の「自律的な化学物質管理」への移行など大きな制度変更に対応できていない状況である。本監査において、安全衛生計画の策定や安全衛生委員会の付議事項など、事業場ごとに解釈や運用にばらつきが見受けられ、特に専任の技術職員がいない事業場では、対応に苦慮している状況が見受けられた。

ついては、専門的知識を要していない職員であっても容易に判断が可能なように、図表やフローチャートを活用するなど、わかりやすく具体的な内容を盛り込み、また、最新の制度変更にも対応した改訂版の作成を検討するとともに、今後は、法令改正にも随時対応できる WEB 版等への切り替えについても検討されたい。

別紙

監査事項一覧（安全衛生管理に関する監査）

（１）安全衛生管理の責任体制に関する検証

・安全衛生管理体制の状況
・安全・衛生管理者の設置状況
・作業主任者の設置状況
・安全衛生委員会の開催状況
・産業医及び衛生管理者の職場巡視及び活動状況

（２）安全衛生教育に関する検証

・安全衛生教育の実施状況

（３）健康管理に関する検証

・健康診断の受診状況、結果管理、事後措置の実施状況
・メンタルヘルス対策の実施状況
・キャンパス全面禁煙の実施状況
・職場における熱中症防止対策の実施状況

（４）化学物質等の取扱いに関する検証

・関係通知文書の決裁、周知の状況
・化学物質の管理体制の状況
・化学物質リスクアセスメントの実施、記録の状況、特定されたリスクの対策状況
・局所排気装置（ドラフトチャンバー）の管理状況

（５）事故対応に関する検証

・事故発生時の対応手段の整備、周知の状況
・事故報告、事故調査、再発防止策の実施状況